

北斗市	部	市民部	課	市民課
投げ込み日	令和5年12月20日(水)			<input type="checkbox"/> 指定無
情報解禁日	令和5年12月27日(水)			

## 旭川市を含む1市7町とのパートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定の締結について

12月15日に旭川市を含む1市7町（旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、東川町、美瑛町）とのパートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定と協定を締結しました。

○締結日

12月15日(金) [令和6年1月16日から運用開始]

○時間

～

○場所

別紙地図参照

○内容

本市では、令和5年4月より「北斗市パートナーシップ宣誓制度」を導入しています。

このたび、自治体間で住所を異動した場合において、制度の相互利用または、手続きの簡素化を行い、制度利用者の負担軽減とサービスの向上を図るために、本市と同様の制度を有する旭川市を含む1市7町とパートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を締結することとなりました。

○今後の予定

制度利用者が、転出時に継続利用申請を提出することにより、転入先でも転出元の受領証等を継続して使用できることとします。

一口メモ

みなまさに取材していただき、周知していただくことにより、性の多様性に関する理解が深まります。何卒取材していただきますよう、よろしくお願いいたします。

市民課		課長	小野 義則	
当日	連絡先	0138-73-3111	内線	111
前日	連絡先	0138-73-3111	内線	111

【報道資料趣旨】

- 参加者等募集告知依頼
- イベント等の事前周知依頼
- イベント・会議等の取材依頼
- その他事業の取材依頼

